

平成 28(2016)年 6 月

出願希望者 各位

大阪大学大学院法学研究科

「平成 29（2017）年度大阪大学大学院法学研究科博士前期課程学生募集要項」
における出願資格の追加について

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年文部科学省令第 19 号、平成 28 年 4 月 1 日施行）に基づき、「平成 29（2017）年度大阪大学大学院法学研究科博士前期課程学生募集要項」に下記の出願資格を追加します。

なお、この資格において出願をする場合には「学位授与（見込）証明書」が必要となります。詳細については法学研究科教務係にお問い合わせください。

記

外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準じるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって「出願資格（5）」の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び平成 29 年 3 月 31 日までに授与される見込みのもの